

PTA等共済だより

第29号
2015/6/30発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■PTA等共済法研修会が開催されました。

平成27年6月4日(木)～5日(金) 文部科学省主催のPTA等共済法研修会を実施しました。参加状況や内容は、次のとおりです。



鍋島PTA等共済室長



下田室長補佐

自治体向け研修会－6/4(木) 13:00-17:00

①参加状況

- 12自治体16名の参加。(参考)認可自治体：17
○これまで、共済事業の認可審査や監督業務を経験した多くの担当者の皆さんが異動になりました。
○参加16名のうち、今年度から共済担当になった方は14名、経験者は4名でした。

②研修内容

- 新任者が多いことから、今回の研修は、共済事業の意義やPTA等共済法制定の経緯、同法の規定概要等基礎的な内容が中心となりました。また、他の法律の改正に伴うPTA等共済法への影響や共済事業としての必要な対応、立入検査をはじめとする指導・監督業務他についても説明させていただきました。
○PTAや共済団体、共済事業や保険事業に関する基礎知識についての説明を行い、団体や共済事業に関する理解を深めました。

③参加者アンケートで寄せられた主な感想等

「理解が十分にできたとは言えませんが、研修資料を再度読み直して勉強したいと思います。」「異動によって毎年のように担当者が代わるため、今後も支援をお願いいたします。」「文科省の説明会研修会の中で最もわかりやすい説明でした。」「不明点は都度お聞きします。」

団体向け研修会－6/5(金) 13:00-17:00

①参加状況

- 23団体45名の参加申込。(参考)認可団体数：26
○役員(事務局長以外)の参加申込率は22.2%でした。
○新しく事務局長に就任された方が2名参加されました。

②研修内容

- 団体向け研修会は、継続して参加していただいている参加者が多いため、回を重ねることにより実践的な内容となっております。
○平成26年度からは、グループ討議を取り入れ、参加者同士の意見交換等ができるようにしています。今回のテーマは、公益法人や一般企業等の不祥事の例を参考に、事例の発生原因や対応策、そして共済団体としての必要な対応を考えることを行いました。
○共済事業の見直しを想定し、共済掛金算定の実習も行いました。

③参加者アンケートで寄せられた主な感想等

「各団体の課題で共通するものについて議論したい。」「共済掛金の算出演習は、認可申請前にやってほしかった。実務に携わる者として参考になった。」「共済運営に関わるための必須の研修・セミナー制度を実施したらどうか。」「役員も含め、事務局体制の強化・レベルアップが必要であると感じた。」「研修内容がだいぶ充実してきた。」「同様の補償制度をもつ団体と討議してみたい。」



吉谷係長



会田専門職

PTA等共済法の研修とその習熟度合を車の運転免許で例えるなら、異動の多い教育委員会担当者は仮免取得中かようやく路上教習にでたところ。一方共済団体は、大きな人の異動もなく継続した参加者が多いため、免許取得後、時々高速教習を受け、走り方に磨きをかけながら、さらに踏み込んで、PAやSAの便利な情報やどこのレストランが美味しいのかを研究している状況であると言えます。時々休んでも、走り出すときには、逆走しないように常に気をつける必要があります。SA「PTA等共済室」では、仮免中でも高速教習中でも皆さんの状況に合わせて必要な支援をさせていただいております。レスキューだけでなく、皆さまを繋ぐ場所として今後も取り組みたいと思います。教育委員会担当者及びPTA・共済団体、青少年教育団体、それぞれ立場や理解度も異なりますが、双方が互いに理解し合えるように日常から円滑な情報交換等の取り組みが必要であると感じています。

研修会の内容については、毎回、その時々参加者の状況に応じて、取扱う内容やレベル、必要な知識や課題を解決するために必要な項目等を勘案して、企画しております。御意見・御要望も承っております。

■おしらせ

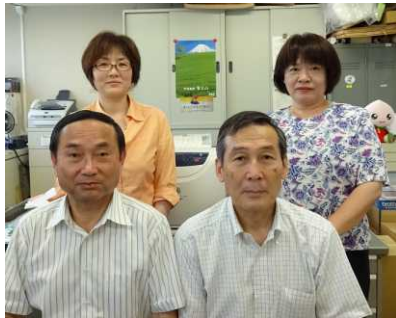
- ・PTA等共済法研修会、たくさんの参加ありがとうございました。
- ・FAQコーナーについては、今回お休みさせていただきました。
- ・今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。
- ・認可済団体のある府県教育委員会で、立入検査等の支援が必要な場合もお早目に御相談下さい。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：7月31日＞

■ 共済団体のご紹介

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成24年4月）



手前左から：滝井局長、鎌田次長
奥右から：西村職員、沼野職員

当会は、平成24年1月6日共済事業実施認可を受けて平成24年4月1日から共済事業を開始し、3年が経過しました。文科省PTA等共済室の皆さんや県教育委員会を始め、多くの方々にご指導をいただいていることに心からお礼申し上げます。

さて、当会の事務局長を4年間務めました江間秀明前局長が3月末日をもって退任されました。お疲れ様でした。現在は、高等学校でプラスバンドの指導をされていると聞いています。後任の滝井徹事務局長を迎え、新体制で平成27年度の共済事業をスタートさせました。

当会の平成26年度の共済事業は、当会が平成元年に法人化されて以降、件数、給付金額ともに過去最高を記録しました。昨年度が特別に多いというより、毎年のように記録を更新しています。共済事業が周知されてきた反面、少子化で子供の数が減少する中で件数の増加は、とても気になります。

現在静岡県では、PTAを中心として子供たちのスマホの使用を午後10時以降自粛させる活動に取り組んでいます。これが、子供たちの規則正しい生活習慣につながり、体育の授業や部活動における集中力が高まれば、共済件数の増加に歯止めがかかるのではないかと期待しています。

当会としても子供たちの災害を未然に防ぐ又は災害を最小化するために何が出来るか検討しています。
(事務局次長 鎌田英巳)

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会（共済事業開始：平成24年4月）

平成26年度は課題であった見舞金給付事業を完了することができ、4年目を迎えた本年度から共済事業だけの共済会計となります。

平成26年11月に小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校835校のPTA会長と校長を対象に「共済事業に関する実態調査」を実施しました。その結果、「共済事業のしおり」と年2回発行の「会報」は各家庭にほぼ確実に配付されているが、当会の共済事業が日本スポーツ振興センターとは関係なく独自に運用されていることなど、事業の内容についての理解度は十分といえない状況にあることも確認できました。そこで、南北600Kmの県内を14会場に分けて各单位PTA会長を対象にした「区域別単位PTA会長説明会」を実施し、全ての校種の単位PTA会長に共済事業の内容等について説明し、意見交換をすることにしました。初めての試みですが得られる要望等を踏まえてより健全な運営に努めてまいりたいと思います。



岡山専務理事(左)と池田事務局長(右)

これまでの3年間で会員が約3,600人減少し、共済掛金も減収となっています。少子化等の影響でこの傾向は続くことが懸念されますので、共済事業に係る広報強化を図って会員減少を食い止めるとともに、長期的視点から組織自体についての検討も必要であると考えております。「子どもの安全な居場所づくり」をめざして日々挑戦してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。(事務局長 池田久幸)

PTA等共済室

- 6月4日(木) PTA等共済法研修会(自治体向け)
- 6月5日(金) PTA等共済法研修会(団体向け)
- 6月27日(金) 一般社団法人全国高等学校PTA連合会定時総会(徳田審議官、室長、吉谷、会田)
- 6月29日(金) 公益社団法人日本PTA全国協議会定時総会(下村大臣、局長、課長、室長、補佐、吉谷、会田)

■ 平成27年度第1回PTA等共済法研修会—団体向け研修会(グループ討議)の様様



■ 編集後記 共済団体にとって、3~6月は一番大変な時期なのではないでしょうか。3月末までに共済契約の締結を行い、その後、被共済者を確定させるための加入者名簿や共済掛金の振り込みを受ける。3月末で決算を終えて、財務諸表等を作成し、監事や外部監査人の監査を受ける。さらに6月に開催する総会や評議員会の準備もある。昨年度の事業報告の総括、当年度の事業計画、役員等の交代等議題も様々。共済事業だけでなく、PTAも兼務している事務局は、さらに事務量が増える頃であると思われます。

会社が将来にわたって事業を継続する前提を「ゴーイングコンサーン(going concern)」ともいいますが、共済団体についても、当然にして事業の継続が前提とされています。共済団体の中には、役員が短期で代わるところもありますが、法人としては、「ゴーイングコンサーン」です。役員や事務局の異動や交代で、業務が途切れるようなことがあってはなりません。引き継ぎ等が十分に行われるようにしたいものです。PTAや互助会に限らず、効率化を図るために、既存のものを廃止したり、削減したりする場合があります。廃止や削減するのは簡単ですが、既存のものがどうして存在するのか、その背景や理由をよく考える必要があると思います。PTAの例えとして「不連続の連続」と聞いたことがあります。共済事業は、それでは困ります。指導監督する側も同様です。(PTA等共済室：吉谷)